

## 第 2 積載資器材

## 1 法定の備品及び書類等

船舶には、船舶検査受検時に必要となる法定備品等の備付けが義務付けられている。法定備品には、係船設備、救命設備、無線設備、消防設備、排水設備、航海用具及び一般備品があり、船の長さ、航行区域、トン数、運航形態等により内容が異なる。以下、船外機を動力源とする全長 12m 未満の小型船舶（膨脹式ゴムボート、航行区域：平水区域）の法定備品等を参考に示す。これらの法定備品等の一部について備付けずに航行した場合、罰則の対象となる。

設備区分	品名	数	備考
係船	係船索（ロープ）	2 本	
	アンカー	1 個	
	アンカーチェーン又はロープ	1 本	
救命	小型船舶用救命胴衣	定員と同数	
	小型船舶用救命浮環（又は小型船舶用救命浮輪）	1 個	
	小型船舶用信号紅炎	1 セット	
消防	消火用赤バケツ	1 個	
排水	あかくみ	1 個	消火用赤バケツを兼用可
航海用具	音響信号器具（笛）	1 個	
	黒球	1 個以上	運航形態により異なる
	航海用レーダー反射器（レーダーリフレクター）	1 個	夜間航行禁止の制限がない船舶
	船灯	両色灯（又は舷灯） 1 個（1 対）	
	停泊灯	1 個	
一般備品	工具（ドライバー（+-）・レンチ・プライヤー・プラグレンチ）	1 式	
	充気用器具（足踏ふいご等）	1 個	
書類等	船舶検査証書	1 枚	
	船舶検査手帳	1 冊	
	船舶検査済票	1 セット	
	定員表示	1 枚	
	救命胴衣着用表示	1 枚	